

令和7年12月18日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

文教福祉委員会

委員長 加 藤 恭 子

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

1. 議案番号及び件名

議案第 96号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算
に係る意見書提出について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要である。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっている。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる少人数学級の実現が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちの豊かな学びを保障するためにも、国庫負担制度を堅持することが必要である。

2025年通常国会では、学校の働き方改革の推進と教員の待遇改善を図るため、給特法等の一部改正法案が審議された。改正法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備が図られるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっている。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

ひたちなか市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣